

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 細田 益稔 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒108-0074 日本国東京都港区高輪一丁目5番4号常和高輪ビル 7階		発送日 (日.月.年) 10.04.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 17P00054W001		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/002371	国際出願日 (日.月.年) 26.01.2018	優先日 (日.月.年) 30.03.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H01L21/56(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 日本碍子株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 30.03.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 今井 聖和	50 4666
		電話番号 03-3581-1101 内線 3559	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-8	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	1-8	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-8	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2007-149991 A (京セラ株式会社)
2007.06.14, 段落[0013]-[0045], 図1
(ファミリーなし)

文献2 : US 2016/0365319 A1 (SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.)
2016.12.15, 段落[0045]-[0067], 図1A-2C
& KR 10-2016-0146035 A

文献3 : JP 2012-62372 A (日東電工株式会社)
2012.03.29, 段落[0041]-[0047], 図1-2
(ファミリーなし)

請求項1-8に係る発明は、文献1-3に対し新規性、進歩性を有する。

文献1には、複数の電子部品(20)を接着し、樹脂モールド(40)で固定するための固定面と、前記固定面の反対側にある底面とを備える固定基板(10)であって、前記固定基板の横断面で見たときに前記固定面が前記固定基板から上に向かって凸形状をなすように前記固定基板が沿っている、固定基板が記載されている。

文献2には、複数の電子部品(130)を接着し、樹脂モールド(110、120、段落[0063]参照)で固定するための固定面と、前記固定面の反対側にある底面とを備える固定基板(140)であって、前記固定基板の横断面で見たときに前記固定面が前記固定基板から上に向かって凸形状をなすように前記固定基板が沿っている(図1C参照)、固定基板が記載されている。

文献3には、複数の電子部品(1)を接着し、樹脂モールド(4)で仮固定するための固定面と、前記固定面の反対側にある底面とを備える仮固定基板(3)が記載されている。

しかしながら、いずれの文献にも、請求項1-8に係る発明が有する「前記仮固定基板の前記横断面で見たときの前記固定面の幅をWとし、前記仮固定基板の反りの基準面に対する前記固定面の高さが、前記基準面に対する前記固定面の高さの最大値の3/4以上になる領域の幅をW3/4としたときに、式 $0.45 \leq W3/4/W \leq 0.55$ を満足する」構成について記載されておらず、一方、本願発明はそれに
(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V.2 欄の続き

より「仮固定基板上の電子部品の上に液状のモールド剤を流し込むときに、モールド剤が固定面の全面にわたって適度に配置され、モールド不良が生じにくい」という有利な効果を発揮する。